



NHKの政治権力からの自立を求める受信料裁判

こうして裁判が始まった「放送受信料請求事件」

簡易裁判書から地方裁判所へ

昨年9月NHKは、生駒市在住の宮内正厳さんの未納受信料(43,980円)の支払い督促を奈良簡易裁判所に申し立てました。同氏は、NHKが公共放送として「政治的に公平であること」などを定めている放送法第4条に著しく違反し、「アベチャンネル」と揶揄されるほど政権擁護・広報機関化している事への抗議と是正を求めて、受信料を一時凍結しているものとして、法廷で争う決意をしました。

この事案は、受信料の法的性格、NHKの放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係など、複雑で重要な論点が多く含まれているので、宮内さんは、簡易裁判所から地方裁判所への移送を申し立てました。NHKはできるだけ簡易な審理で済まそうとし、移送に反対しましたが、簡易裁判所は移送を決定し、奈良地で審理されることになりました。(2015年12月11日)

裁判の意義

この裁判は、NHKの「政権べったり報道」に対し、受信料支払いを留保することによって、政権への従属性を糾し、NHKに改善を求め、NHKを視聴者・市民のものにする重要な契機となるものです。大本営発表の時代になることを阻止する重要な闘いです。

弁護士6名の強力な弁護団結成

「NHK問題を考える奈良の会」が支援

佐藤真理弁護士(奈良合同法律事務所)を弁護団長、NHK問題に詳しい阪口徳雄弁護士(あさひ法律事務所)ほか4名の若手弁護士、白井啓太郎(あさひ法律事務所)、安藤昌司(安藤法律事務所)、辰巳創史(堺総合法律事務所)、星雄介(きずな大阪法律事務所)からなる強力な弁護団が結成されました。

第1回口頭弁論(3月4日)

放送法に違反した放送を行っているNHKに対し、視聴者は受信料支払いを拒むことができる(傍聴希望者55人、傍聴席24の法廷に入りきれず一部待機、裁判終了後報告集会)
被告側は答弁書および意見書の陳述を行いました。

- ① 放送受信契約は有償双務契約であり、放送法遵守が受信契約の内容である。
- ② NHKは放送法第4条に違反し、多角的な意見を踏まえて報道することをせず、政治的公平性を欠いた放送を行っている。事例として、2014年12月26日衆院選挙時の報道が自民単独過半数の議席獲得を誘導するものであったこと、舛井勝人会長の政権追従の放送法違反言動などを提示しました。
- ③ 放送法に違反した放送を行っているNHKに対し、被告は対価としての受信料支払いを拒むことができる。
- ④ 被告は、第2回口頭弁論以降合議体による審理を要請し、裁判官は検討する旨を言明しました。

<参考> 放送法第4条放送事業者の遵守規定 ①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実を曲げないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。



第1回口頭弁論終了後の報告会

第2回口頭弁論(5月13日)

森川裁判官、突然 予告もなく、「弁論終結」宣言 → 森川裁判官忌避申し立て

(傍聴希望者 152 名、傍聴席 70 の大法廷に入りきれず一部待機、裁判終了後報告集会)

被告およびNHKは準備書面を陳述しました。

- ① この訴訟の主要な争点の一つは、「NHKと被告との間の放送受信契約において、被告の受信料支払いとNHKによる放送が対価関係にあるのか」ということである。
- ② 被告は「放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。NHKは放送法を遵守した放送を提供する契約上の一方当事者としての義務を負っており、NHKがこの義務を履行しない場合には、視聴者は受信料の支払いを拒み、一時留保することができる」ことを主張しました。
- ③ また、「仮に、受信契約が継続的な有償契約ではないとしても、NHKが放送法に違反する放送を継続的に行い、一般的な批判や言論活動によってその是正が不可能な場合は、契約者が支払いを一時留保して、支払いを拒絶することができる。現に籾井会長のもとでのNHKの放送内容は放送法違反が常態化している」ことを主張しました。
- ④ NHKの主張は「放送受信料の法的性質は『特殊な負担金』であるため、受信料の支払い拒否はできない」というものでした。
- ⑤ 被告、原告双方が陳述しただけで、十分な審理が行われないうまま、裁判官は突然「弁論終結」の発言をしました。被告側はこれに強く抗議し、「被告側はまだ主張立証を予定している。原告準備書面への反論を準備している」と指摘して弁論の続行を求めましたが、裁判官はこれを無視したので、口頭で森川裁判官の忌避を申し立てました。



第2回口頭弁論終了後の報告会

森川裁判官忌避申立書提出(5月16日)

不公正な訴訟指揮をする裁判官にレッドカード！

森川裁判官は、公正な裁判を妨げる次のような訴訟指揮を行いました。

- ① 争点を整理して双方の主張を噛み合わせるという本来不可欠な作業が行われていない。また、両当事者に反論を行わせていない。
- ② 必要な証人・本人尋問を行っていない。今回の2回の口頭弁論では審理が尽きたとは言えず、全く不十分な審理である。
- ③ 合議体での審理の求めに対し、検討を約束しながら、無視をした。

森川裁判官回避勧告書提出(5月20日)

森川裁判官は不公正な訴訟指揮を猛省し、 みずから担当裁判官を退きなさい！

裁判が始まったばかりの第2回口頭弁論期日に、強引に弁論終結を告知し、裁判の公正に対する国民の信頼を著しく損ねた異例の訴訟指揮に猛省を促し、みずから担当裁判官を退くことを求めました。

森川裁判官忌避申立却下決定(5月24日)

不当な決定、即時抗告へ

奈良地裁の「却下決定」の判断理由は次のようなものでした。

- ① 「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、「裁判官がその担当する事件や当事者と特別な関係があるなどの当該事件の手続き外の理由により、当該裁判官によっては、その事件について公正で客観性のある裁判を期待できないと認められる客観的事由」と解されるもので、今回の場合森川裁判官は該当しない。
- ② 森川裁判官の訴訟指揮には忌避事由に該当する事実はない。

抗告状提出(6月2日)

「森川裁判官忌避申立て却下決定」の 取り消しを求める

奈良地裁の「却下決定」の判断理由に次のように反論しました。

- ① 通常人において(常識的に)、公正で客観性のある裁判を期待することができない懸念を抱かせ、その懸念が客観的な事情に基づくものであれば忌避事由に該当する。

② 公正で客観性のある裁判を期待することができない懸念を抱かせる次に記す客観的な事情がある。

- ・当事者の主張について両当事者に反論の機会を与えず、必要な証人・本人尋問を行わず、わずか2回の口頭弁論だけで、審理が尽くされていない段階で弁論を集結した。
- ・放送受信契約および放送受信料の法的性質について、当事者間に大きな争いがあることが明確であり、双方から主張が行われることが明らかに予想される。
- ・被告側は第1回口頭弁論において、事案の重大性に鑑み、合議体による審理を求めた。それに対し森川裁判官はその可否について「検討する」と約束したにもかかわらず、第2回口頭弁論でその結果を述べることをしなかった。

抗告棄却決定(6月29日) → 弁論再開申立書提出、合議体による公正で充実した審理を求める

次の理由により弁論再開の申し立てを行いました。(7月4日)

- ① 放送受信料の本質が「特殊な負担金」であるとするNHKの主張に対し、被告の反論の機会を保障しないまま判決を下すことは許されない。
- ② 被告は次の点で主張・立証を予定している。
 - ・放送受信料について、NHKの「特殊な負担金」とする主張に反論。「特殊な負担金」は法律用語ではなく、法制化された用語でもない。1964年に出された「臨時放送関係法調査会」の答申において使用された用語に過ぎない。
 - ・放送受信契約により受信料支払い義務が発生しているのであるから、契約の当事者である視聴者には抗弁を主張できる。
 - ・放送法第4条に明確に違反する放送が継続的に行なわれており、通常の批判活動でその是正がなされていないから、受信料の支払いを拒むことが出来る。
 - ・以上の諸論点について、学者、専門家などによる鑑定書、証言などによる鑑定意見書を提出する予定である。
- ③ 受信料支払いを中断した理由、NHKとの交渉の経緯などについて、被告尋問は不可欠

である。

- ④ 弁論再開にあたっては、合議体による公正で充実した審理を求める。その根拠は、本案は放送受信契約の法的性格が主要な争点であり、NHKの放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係など重要な論点が多く含まれているからである。

全国から絶大なご支援に感謝

「NHK問題を考える奈良の会」は、裁判が始まるに際して、被告・弁護団を全面的に支援することを決定しました。裁判支援ニュースなどを通じて、当裁判の意義・経過などを、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティー」、各府県の「NHK問題に関する市民・視聴者団体」、各種民主団体に広くお知らせし、裁判費用のためのカンパ、裁判の傍聴、請願署名などを訴えてきました。

カンパは、全国の延べ約300人の方々から、121万円(7月1日)をお寄せいただき、目標100万円を超過達成することができましたことに心より感謝いたします。カンパに添えて、激励のメッセージもたくさんいただき、受信料問題への関心の強さを実感させられました。

小法廷で開かれた第1回口頭弁論では、傍聴席24に対し55名の傍聴希望者、大法廷で開かれた第2回口頭弁論では、傍聴席70に対し152名の希望者が詰めかけていただき、裁判への関心の高さを強くアピールすることができました。第2回口頭弁論終了後の報告集会では、突然弁論終結を宣言するという異常な訴訟指揮を行った森川さつき裁判官を糾弾し、NHKの主張する受信料「特殊な負担金」説の根拠の無さを確認しました。

「森川さつき担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、回避・忌避を求める請願署名」に取り組み、約10日間という短期間に1,799筆を集め奈良地裁に提出しました。また、裁判官忌避が却下された後は直ちに、「弁論再開、合議体による公正かつ充実した審理を求める請願署名」に取り組み3,000筆を超える署名をお寄せいただきました。重ねてお礼申しあげます。



被告 宮内正蔵さんの決意

生駒市の宮内正蔵です。NHK 受信料裁判への物心両面に亘るご支援誠にありがとうございます。全国から 300 名を超える方々から 120 万円余りのカンパが寄せられています。「NHK 問題を考える奈良の会」のメンバーや、ご支援いただいている 6 人の弁護士等と、公開の場である裁判を通じて、NHK の報道が「放送法」に抵触している事やアベチャンネル化している実態を明らかにしたいと考えています。

NHK は、私が支払いを凍結した 44,000 円程の受信料の支払いを求め、5 人の弁護士を雇い口頭弁論に臨んでいます。NHK にとって敗訴出来な

い裁判として位置付けているようです。

NHK の靱井会長は就任早々「政府が右と言っているのに左とは言えない」最近も、熊本地震への対応でも「原発報道は公式発表をベースにしてほしい」等と情報源を限定するような発言をしています。事実を多角的に伝えるという報道の基本を放棄しています。先般の高市総務大臣の「電波停止」発言等政権党にとって不都合な報道は許さないと叫びばかりです。今回の裁判は NHK を戦前の様な大本営発表の道具にさせない戦いでもあります。まさしく時宜を得た裁判です。一層のご支援とご協力心よりお願いします。

私たちは、NHK にどう向き合うか

醍醐 聡氏 東京大学名誉教授

～受信料義務化の阻止に向けて～ 「NHK を監視・激励する視聴者コミュニティー」共同代表

第 3 回講演会（3 月 5 日（土） 県文化会館）会場一杯の 100 名参加

最近の NHK の報道番組の検証

どこが「アベチャンネル」と云われるのか？

放送法第 1 条に定める通り、放送が「健全な民主主義の発達に資するもの」・・たるためには、次の 3 つの基準を守らなければならない。

- ① 伝えるべき課題を、「自律的」に設定しているか？
- ② 独自の視点から調査・取材した報道であるか？
- ③ 公共的に今伝える価値のある報道か否かを、自ら「取捨選択」しているか？

この視点で、次の 5 件の報道番組：「安保法案の衆院特別委員会での審議(7 月 15 日)」、「同法案の参院特別委員会 (9 月 17 日) 審議報道」、「戦後 70 年に当たっての安倍総理大臣談話」(8 月 15 日)、「集団的自衛権の閣議決定」、「後方支援活動」の報道 について、NHK と民放が行った報道を、実際の報道記録(録画)を駆使して対比し、NHK は「中立公平」の名のもとに、「ぶら下がり取材」で首相や政権党の言葉をそのまま流し、「独自の調査」や、「突っ込んだ取材」をほとんどしていないことを説明された。

これに対して、民放(テレビ朝日)「報道ステーション」では、「後方支援」の場合、サマーワの自衛隊の活動や、アフガンへの PKO 派兵で、55 人の戦死者を出したドイツ部隊の実

際の活動を取材し、その苦い教訓から海外派兵は政府の判断だけでなく、議会の厳しい事前同意を必要とするという『議会関与法』と、「軍人もまた、制服を着た市民」として、基本的人権の侵害(例えば、何らの事前通知なく危険地域へ派遣されるなど)が有った場合、その改善を請願しうる『防衛監査委員制度』の設置を行っている事実を、きちっと取材報道している事など、NHK 報道がいかに「放送法」の理念から逸脱しているかを、豊富な映像資料を駆使して明示された。

NHK、メディアに対する政治権力からの圧力

高市総務相の「停波」発言(外圧)、

メディア内部での「権力への忖度委縮」(内圧)

放送法第 4 条は放送に係わる者の使命に基づき、「自律的倫理規定」と解釈しなければ、言論・表現の自由を定めた憲法 21 条や、「放送法第 1 条」とも整合しないことは、多くの法学専門家の見解であり、4 条の 4 項目を介入の口実とするのは、政権側の本末転倒の『暴論』と一刀両断された。

また、NHK の「クローズアップ現代」が、2014 年 5 月に放送した番組「追跡 出家詐欺」で、「ヤラセ」があった・・として高市総務相が厳重注意をし、自民党の調査会が NHK 幹部

を呼び付け事情聴取した事件に対し、2015年11月6日 BPO（放送倫理・番組向上機構）は、「不当な政治介入」との批判と抗議声明を出した。ただ、NHK自体が沈黙している事は、「自主・自律」を旨とする使命に照らして肯けない。

自主・自律した公共放送としてのNHKの「組織としての責務と改革の必要性」と、NHK職員の「良心の告発」や、これを内部権力から守るべき労組の責務についても、ナチスの惨禍を教訓として、個人の責任を問う「ヨーロッパの良心」を紹介し強調された。

「受信料義務化」を巡る動き

NHKの受信料徴収率は、現在約70% 未収金額は240億円 内120億円は回収不能。一般の企業なら、会社更生法適用レベルですが、NHKはそうならない不思議な組織だ。

自民党は、「支払いの法的義務化」を総務相に提言し、総務省は「検討会」を発足させた。靱井会長は、10月1日マイナンバーの活用に前向き発言をし始めた。最近では集金人が、「受信料の支払いは『法的義務』です」と云う紙を配っている。

しかしこれは「恫喝的誤り」であり、1950

年公布の「放送法」では、「受信料」はNHKと受信設備設置者の『私的契約』と定め、『義務規定』としなかった経緯につき、1948年6月法案の原段階では、一旦は『法的義務』としながら、その後の審議の結果、「原案では、NHKが特権的・徴税的立場に陥る恐れがある。NHKは、受信料支払いに値する公共放送番組を提供する使命と義務が有る」との認識から、最終的には『契約関係』の形で「放送法」が成立していると言う歴史的事実を改めて強調された。

また、その後1966年3月、1980年3月、2007年3月に、「支払い義務化」を目指す改正案が政権与党から提案されたが、「義務化だけを先行するのは国民の理解を得られない」として廃案に追い込まれた。ただ、昨今の動向は油断出来ないとも警告された。

今回の奈良における「受信料不払い裁判」は、NHKが公共放送として義務を果たしていないので支払いを一時停止するという、双務契約における『同時履行の抗弁権』（民法第533条）と云う法的根拠に立ち、真正面からNHKに立ち向かう・・・と云う運動であり、この点画期的である。市民の正義貫徹の闘いの勝利を心から期待したい。

聴講者のアンケート集約

内容について：良かった13、解りやすかった6、まあまあ0、難しかった0、その他0

講演を聞いての感想

- NHKの恐るべき実態、よくぞ講演してくれた。「NHK問題を考える会・兵庫」の冊子を読むと、醍醐氏の学究もただならぬものがあると啓発された。戦争法の安倍政権の深部をえぐり出している。隣室で日本会議奈良北支部後援の「奈良竹田研究会」があり、安保関連法賛同署名を集めていた。戦争法が大きなせめぎ合いになっていることを如実に示している。
- 受信料不払い・凍結を継続している者にとっては理論的な知識を得て参考になった。
- NHKの偏向ぶりがよく判った。どのように対応して行くか方向性を示していただいた。
- 理論的な説明で、誰しも感じていることだと判って胸がすく思いがした。

- ニュースの会派別時間を計ったことがあるが安倍政権寄りが顕著だった。心して聴くべしと思った。
- 放送法で受信料支払いは義務だと思っている視聴者が多いので、誤解を解く必要がある。
- 熱意が良く伝わった。支払いを止めているが確信を持った。
- ニュースについて、普段から自民党寄りで不満だったが意図的にやられていることが判った。
- よくネットでBPOに意見を言っている。NHKは折角の意見をシャットアウトしている。
- 政権と反対方向の番組もある、制作・放送の現場に感謝している。そういう現場にエールを送りたい。

NHKの受信料裁判について意見・感想

- 宮内さん根性ある、広く支えねばと痛感した。佐藤先生を筆頭に6名の弁護団は並々ならぬ構えだ。歴史の分岐点になる役割を持つこと必定だ。不払い者の多くはNHKへの不信、反発が原因だと思う。NHKの歪みを正す不払いを広げるといふ運動論も有ってもよいと思う。不払いの理由書をNHKに届けておくことは意味があるかと考えたが如何？
- できるだけのことをして手伝いたい。私も凍結したい。根性を教えていただいた、見守っ

てゆきたい。

- がんばってください。勝訴してください。応援している。頼もしい。全国展開を希望する。
- 私も長年払っていない。集金専門会社の督促人が高圧的だったので、東京・奈良局へ抗議した。たまたまネットで知ったが、家族に障害手帳保持者が居る場合受信料を免除ないし減額できることを集金人は教えてくれなかった。そのための書類を請求したら、市役所の証明書のみを送って来て説明はなかった。全く不親切である。

NHK 会長舛井勝人氏、奈良放送局長岩崎治幸氏宛 申し入れを行い、併せて講演会の案内をしました (2016年2月22日)

- 高市総務相の「電波停止」発言に対し、「政府からの自立」を堅持すべく毅然とした見解の表明を求めます。黙っていれば黙認したものと受け取られます。
- 政権べったりの報道に抗議します。
昨年安保法案の国会審議、全国の抗議行動などについて、政権への批判を招かないような報道姿勢が際立っている。
- 受信料支払いの義務化に断固反対します。
受信料が強制徴収になれば、NHKは「視聴者・市民のための公共放送」であることをやめ、戦前の「大本営発表」をする国営放送になりかねません。
- 受信料支払いの民事督促に強く抗議し、裁判で闘うことを表明します。放送法に違反し、「政権に従属した」NHKには、受信料支払いを拒むことができると考えます。

NHK 会長およびNHK 経営委員選任に当たっての申し入れ書を 奈良放送局に届けました(2016年5月10日)

- ◇ NHK 経営委員会委員長浜田健一郎氏、経営委員各位宛
「次期会長選任にあたって、真に公共放送にふさわしい会長が選ばれるよう、選考過程の抜本的改革を求めます」
 - ◇ 内閣総理大臣 安倍晋三氏、総務大臣 高市早苗氏宛
「NHK 経営委員の選任にあたっての申し入れ」
 - ◇ 衆議院議院運営委員会委員各位宛、参議院議院運営委員会委員各位宛
「NHK 経営委員の選任にあたっての申し入れ」
- これらの申し入れ書は、全国の視聴者・市民団体が協同で仕上げ、26団体連名で提出したものです。宛先以外に、全国紙、地方のNHK放送局に並行して届ける活動の一環として、奈良放送局に届けました。

編集後記

- ニュース第3号のお届けが大変遅くなり、お詫びいたします。
- 受信料裁判の展開が、NHKと闘う前に、実質の審理をせず結審しようとした裁判官(所)との闘いを強いられる事態になっています。
- 参院選の結果は改憲勢力が3分の2を占めましたが、野党共闘は最初の挑戦としては一定の成果をおさめることができました。
- 争点隠しに加担したメディアとの闘いますますます重要になってきます。

